

遠紋圏域地域・職域連携推進連絡会要領

1 目的

道民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の共同実施、更には健康づくりに関する社会資源を相互に活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を構築し、生活習慣病予防対策を推進する。

2 実施主体

北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室

3 遠紋圏域地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）の設置

- (1) 推進連絡会は、5に掲げる関係機関の中から構成する。
- (2) 推進連絡会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、作業部会を置くことができる。
- (3) 推進連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握を行うとともに、地域特性を十分に踏まえて、特に次の事項について具体的な連携事業の企画・立案・実施・運営・評価等を行う。

4 事業内容

(1) 情報の提供

- ア 地域保健及び職域保健の双方の保健事業の実施施設、活動拠点及び保健事業の実施内容を明示する健康情報マップ等の作成により保健事業の活用を促進
- イ 保健事業に関する普及啓発事業の実施

(2) 実施計画の策定

地域特性を踏まえた健康課題に関する実施計画を地域保健・職域保健の双方の参画により策定

(3) 保健活動

- ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施
- イ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を実施
- ウ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上に向けた対策の取組
 - (ア) 住民や従業員に対する周知方法等について、市町村国保や事業所における健診等の周知や実施方法等を持ち寄り、効果的な実施方法等を検討する。
 - (イ) 国保と被用者保険及び国保間における特定健康診査等の相互提供について検討する。
 - (ウ) 地域保健と職域保健の連携事業の実施について検討する。（健康教育の共同開催など）
- エ その他必要な保健事業の実施

5 関係機関

(1) 地域保健関係機関

市町村（地域保健部門）

(2) 職域保健関係機関

労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、商工会、農業・漁業協同組合

(3) 医療保険者

市町村（国保部門）

(4) その他関係機関

郡市医師会、郡市区歯科医師会、薬剤師会支部、看護協会地区支部、栄養士会支部

6 事務局

事務局は北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室企画総務課に置く。

(付則)

この要領は、平成19年12月20日から施行する。

この要領は、平成24年 2月22日から施行する。

この要領は、平成30年 8月 日から施行する。